

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 岡崎市福祉事務所長

審査請求人（以下、「請求人」という。）が平成31年2月27日付けで提起した処分庁による平成31年1月15日付け岡福地第986号による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下、「法」という。）第63条に基づく保護費返還決定処分（以下、「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成26年6月9日、岡崎市福祉事務所長に対して、生活困窮を理由として、法による保護の申請を行い、同日に保護開始決定を受けた。
- 2 処分庁は、当該保護申請に当たり、請求人から精神障害者保健福祉手帳（障害等級1級）の写しの提出を受け、請求人が未成年であって障害基礎年金の受給権がないことを確認し、「生活保護による保護の基準」（昭和38年厚生省告示158号）別表第1第2章2（2）ア（以下、「障害者加算ア」という。）に該当するものとして、保護費の障害者加算を認定した。
- 3 平成27年10月15日、処分庁は請求人が入所していた [REDACTED] の担当職員へ請求人にかかる障害基礎年金の申請支援を依頼した。
- 4 平成27年 [REDACTED]、請求人が20歳に達した日を迎えたことにより、請求人に障害基礎年金の受給権が発生した。
- 5 平成28年5月9日、請求人は障害基礎年金の裁定の申請を行った。
- 6 平成28年8月29日、処分庁は来庁した請求人から、国民年金・厚生年金保険年金証書の写しの提出を受け、障害基礎年金の受給決定を確認した。
- 7 平成28年10月1日付けで、処分庁は障害基礎年金2級の収入認定を開始する保護変更決定処分を行った。

- 8 平成 29 年 2 月 1 日、精神障害者保健福祉手帳(障害等級 1 級)の更新を受けた。
- 9 平成 29 年 5 月 9 日、処分庁は更新された当該手帳の写しを受領した。
- 10 平成 30 年 10 月 19 日、処分庁は、生活保護費における障害者加算の認定について、以下のような誤りがあることを認識した。

請求人は、平成 28 年 8 月から障害基礎年金 2 級の受給を開始したため、平成 28 年 9 月から保護基準別表第 1 第 2 章 2 (2)イ(以下、「障害者加算イ」という。)に該当する者として変更決定を行うべきところ、それがなされないまま障害者加算アに基づく加算が行われていた。

- 11 平成 30 年 11 月 1 日、処分庁は、請求人に対して認定していた障害者加算は、障害者加算アではなく、障害者加算イに該当するものとして、保護費の加算額を変更する保護変更決定処分を行った。
- 12 平成 30 年 11 月 20 日、処分庁は請求人のもとを訪れ、障害者加算にかかる認定誤りによって発生した保護費の返還について、自立更生費として認められるものがあれば、返還額から控除することができる旨を説明し、これに対して請求人は、趣味の CD 購入などで消費した、可能であれば携帯電話を解約した際に発生した違約金等を払ってもらいたい旨申し出た。
- 13 平成 30 年 11 月 28 日、処分庁はケース診断会議を実施し、請求人につき平成 28 年 9 月から平成 30 年 10 月までの期間について、本来障害者加算イに基づき加算をされるべきところ、障害者加算アに基づいて認定されていたことによる差額分 209,580 円の返還を検討し、自立更生費として控除が認められるものがなかったことから、全額について返還を請求する決定をした。
- 14 平成 30 年 12 月 20 日、処分庁は請求人に対して、法第 63 条に基づく原処分を行い、平成 31 年 1 月 15 日にその旨を書面にて通知した。
- 15 平成 31 年 2 月 27 日、審査請求人は原処分を不服として審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

原処分を取り消す旨の裁決を求める。

請求人は平成 26 年 6 月より生活保護を受給中である。平成 28 年 8 月に障害基礎年金 2 級を受給できるようになったので、当時の生活保護担当者に報告し年金証書も見せた。普通であれば障害者加算などの切り替えはすぐにされるはずだが、担当者が変更手続きを忘れたため、平成 30 年 10 月まで 2 年以上も以前のままの加算で振り込まれてしまった。

請求人は知的障害があり精神科病院に通院していたが、まさかこのようなことに

なっているとは知らず、保護費はすべて使用したため残ったお金はなく預金もない。現在も生活保護を受給し、最低限度の生活を送っているため返却は無理である。

2 処分庁の主張

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

- (1) 法第 63 条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。本件の返還は、障害者加算の認定誤りに起因するものであるが、このような場合も法 63 条の「急迫の場合等」に含まれるのであって、返還処分を決定したことに違法・不当な点はない。
- (2) また、厚生労働省は、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「別冊問答集」という。）問 13-5 において、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還とすべきである。しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、(中略)本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とし、同問の答(2)のエにおいて「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」の控除が認められている。なお、同問の答(3)において「返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、法第 80 条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと。」とされている。
- (3) 以上を前提として処分庁は、平成 30 年 11 月 28 日開催のケース診断会議において、請求人は平成 28 年 8 月から障害基礎年金 2 級の受給を開始したため、平成 28 年 9 月から障害者加算イに変更決定されるべきところ、平成 30 年 10 月まで障害者加算アのままで障害者加算の支給が続いたため、その差額分(在宅基準時：24,470 円-16,310 円=8,160 円、入院基準時：21,890 円-14,590 円=7,300 円)の合計 209,580 円について返還処分の対象と決定し、返還額からの自立更生費についても検討をした。

本人との面談により聴取した①趣味である CD 等の購入費及び②携帯電話の解約に係る違約金等の費用について、いずれも別冊問答集の問 13 の 5 (2) に該当しないと判断し、209,580 円全額を返還決定額とした。

- (4) 請求人は「現在も生活保護を受給し、最低生活をしていますので返さなくは無理です。」と主張するが、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通

知(以下、「平成24年通知」という。)によれば、「被保護者に対して支給された保護金品については、一般的に世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられていることから、支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。」とされており、生活保護を受給していることを以て返還ができないとは言えない。

また、返還額についても「具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば10,000円程度を上限の目安とし、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1第1章及び第2章に定める加算(障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く。)の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額(必要経費を除く。)相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとする。(中略)また、納付書等により返還を求める場合には、前述の上限額にかかわらず従前の例により徴収金額を決定して差し支えない。」とされており、請求人より口頭で受けた月10,000円の返還額は、障害者加算の基準額内の金額であって、請求人の最低限度の生活を脅かす程度の金額ではない。なお、返還開始時点での請求人の生活状況を勘案したうえで分割による返還を決定するなどの調整を行っている。

- (5) 以上からして、原処分は障害者加算の認定誤りに起因するものではあるが、法第63条に基づいて適法・適切に行われたものであり、原処分に不法・不当な点はない。

理 由

1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定されている。
- (2) 費用返還通知1(1)では、「法第63条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、それを受けて同1(1)④では「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲に含まれない。(ア)いわゆる浪費した額(当該収入を得たこ

とを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む」とされている。

- (3) 「生活保護法による保護の障害者加算等の認定について」(昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下、「昭和40年通知」という。)3では、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。」とされている。

また、昭和40年通知4では「その障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとする。ただし、当該裁定等に係る医師の診断の後、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けることとなった者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過しているものについては、再度年金の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害者加算等の認定を行うものとする。」とされている。

- (4) 「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下、「平成7年通知」という。)では、1(1)において「障害の程度の判定は原則として障害基礎年金(以下「年金」という。)に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされている。

また同通知1(3)において「障害の程度は、手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定するものとしたこと。」とされている。

2 原処分の適法性について

(1) 法第63条適用の可否について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする規定である。

また、同条における「急迫の場合等」には、資力があるにもかかわらず、資力がないものと誤認して保護を決定した場合あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を過って不当に高額の決定をした場合も含むと解される。

原処分は、処分庁が障害者加算を誤って認定しており、保護の程度の決定を過って不当に高額の決定がなされていたと判断し、本来請求人に対して支給されるべきではない保護費の返還を求めたものであるから、たとえ請求人が主張するとおり処分庁の不作为による認定誤りであったとしても、処分庁が本件において法第 63 条の適用をして返還処分をすること自体に、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件の返還額の範囲について

処分庁は、請求人が平成 28 年 8 月から障害基礎年金 2 級の受給を開始したため、平成 28 年 9 月から障害者加算イに変更決定されるべきところ、平成 30 年 10 月まで障害者加算アのまま障害者加算の支給が続いたことを理由として、その差額分(在宅基準時：24,470 円－16,310 円＝8,160 円、入院基準時：21,890 円－14,590 円＝7,300 円)の合計 209,580 円について、返還の対象としていると認められる。

ところで、昭和 40 年通知 4 では、精神障害者保健福祉手帳を有しており、当該手帳をもって障害者加算ア又はイの加算を受けていた者が、障害基礎年金の裁定請求をした結果、年金の支給要件に該当しない旨の裁定を受けた場合、障害者加算を取り消すものとされている。ただし、当該裁定の後、精神障害者保健福祉手帳の更新を受けた者については、再度年金の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害者加算等の認定を行うこととされている。

当該通知は、平成 7 年通知 1 (1) が、障害者加算の認定は国民年金証書を原則としているため、精神障害者保健福祉手帳 1 級若しくは 2 級を有していても、障害基礎年金の裁定において支給要件に該当しないと判断された場合には、原則どおり障害者加算は取り消されるが、他方で精神障害者保健福祉手帳が更新された場合には、一般にその手帳更新にかかる医師の診断が、被保護者の障害の程度についての最新の判断とされるから、更新されたときにはあらためて障害基礎年金の裁定請求をさせることとし、もって精神障害者保健福祉手帳と国民年金証書との判断の齟齬を解消させることを趣旨としていると解される。

そうすると、昭和 40 年通知 4 は、文言上は、障害基礎年金の裁定により障害者加算を取り消された者を対象にしているが、精神障害者保健福祉手帳において 1 級の判断をされたが、障害基礎年金の裁定においては 2 級と判断され、障害者加算アから障害者加算イへと変更された者についても、手帳更新にかかる最新の医師の診断が、精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当すると判断された場合には、精神障害者保健福祉手帳と国民年金証書との判断の齟齬を解消させる必要があることは同じであり、当該通知の趣旨に照らし、このような者も当該通知の対象に含まれるとい

うべきである。

したがって、請求人について精神障害者保健福祉手帳の更新が平成 29 年 2 月 1 日に行われているが、処分庁としては、昭和 40 年通知 4 に基づき手帳更新を理由として障害基礎年金の裁定請求をあらためてするよう指示すべきであったのであり、また少なくとも裁定請求中については、精神障害者保健福祉手帳 1 級に基づいて障害者加算アを認定する必要があったといえる。

本件において処分庁は、原処分を行うに際して、請求人の自立更生費分の控除の点については検討していると認められるが、前述した再度の障害基礎年金の裁定請求にかかる部分については、そのような指示はなされておらず、その点について返還額の決定にどのように反映させるのかにつき検討されているとは認められない。

よって、原処分は検討すべき事項を検討せずに返還額の決定が行われた点につき瑕疵があり、法令等に基づき適正に行われたものとは認められない不当な処分と言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年 9 月 30 日

愛知県知事 大村 秀

